令和６年２月１日発行

立石コミュニティ協議会だより　2月1日号

【発行者】
立石コミュニティ協議会
会長　大富　正壽
朝倉市頓田 205-1☎/FAX 22-2101

立石地区の人口：12 月末現在　11,207 人・4,745 世帯

社会福祉事業協力金のお礼

日頃より、皆様には立石地区の社会福祉事業推進に多大のご協力とご支援をいただいておりますことに、深く感謝申し上げます

さて、昨年12月にお願い致しました社会福祉事業協力金につきましては、事業所並びに地区住民の皆さまより総額3,029,285円（1月18日現在）という多額の浄財をお寄せいただきました。ここに心より厚くお礼申しあげます。

この社会福祉事業協力金につきましては、立石地区の高齢者福祉（老人会活動・慰霊祭・敬老事業・ひまわり配食会・誕生菓子・サロン活動）、児童福祉（子育て広場・親子読書活動）、身障者福祉等の社会福祉事業の推進、充実のため使わせていただきます。

これからも、住民に役立つ福祉の向上を目指しますので、より一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いいたします。なお、浄財をお寄せいただきました事業所様につきましては、裏面にご披露させていただきます。

その他にも、・自主防災活動　・立石地区民生委員児童委員協議会
・立石地区福祉委員会　・立石千鶴会　・立石ひまわり会　・立石地区遺族会
・身体障がい者福祉協会立石支部　等、各団体活動に助成させて頂く予定です。

令和６年２月１日
立石コミュニティ協議会
会長　大富　正壽

令和６年度 立石コミュニティセンター勤務の朝倉市会計年度任用職員(パートタイム/日額)を募集します

//// 任期：令和６年４月１日～令和７年3月31日（更新可能）////

■受験要件等：①立石地区在住の地域づくりに熱意のある方　②エクセル・ワードの基礎的知識のある方
③普通自動車運転免許(AT限定可)を有する人

■仕 事 内 容： 地域事業の企画・運営、事務連絡全般、コミュニティセンターの管理・運営等

■任 用 期 限： 令和7年3月31日まで(契約更新可能)

■勤 務 条 件：
① 報　酬 ：日額6,830円（令和6年1月現在）
②勤務時間：週5日(週36時間15分)　※ 祝日及び年末年始を除く8時30分～17時15分の内7時間15分
③ 休　日 ：土日祝日、年末年始、その他協議会が指定した日 ※但し、地域行事等により休日・夜間勤務があります
④福利厚生：健康保険(介護保険)・雇用保険・厚生年金など適用

★★★詳細については、直接 下記連絡先にお問合せ下さい★★★

■お 問 合 せ 先 :立石コミュニティ協議会 ☎22-2101 事務局長 川端まで(平日9:00～17:00)

募集中!

２月の行事予定

３日（土）小学校リサイクル活動
５日（月）コミュニティ役員会 14:00
６日（火）シルバー刃物研ぎ（午前中）
　　千鶴会理事会 13:30
７日（水）民生委員会 13:30
　　出張相談窓口 14:15-15:00
９日（金）区会長会 13:30
13 日（火）あいさつ運動

14日（水）子育て広場10:00~11:30
「手作りみそ作り」マルヱ醤油㈱朝倉工場
工場長　上大川 伸さん
参加費￥500　お申込みはお電話で
申込締め切り：１月6日17時まで

18 日（日）休館日
20 日（火）立石地区防災士会定例会 19:30

23日(金/祝日)早春の健康ウォーキング
～ 堤区の古墳群を巡る探訪ウォーキング ～
※詳細については裏面をご参照ください

27 日（火）市報配達日

令和５年度会計監査について

★R6年度予算申請書提出　2/13(火)午後5時まで
★R6年度予算ヒアリング日程
　2/20(火)・21(水)
★R5年度決算書関係提出　3/8(金)午後5時まで
★R5年度会計監査日程
　3/18日(月)・19日(火)・21日(木)
予算ヒアリングは、「必要な団体のみ」実施します。
ただし、会計監査後、予算の見直しが必要と思われる団体については、再ヒアリング後に予算申請額の変更をお願いする場合もありますので、ご了承下さい。
会計監査日程については、事務局で調整し、各団体代表者様にお知らせいたします。

教室利用不可のお知らせ

■2 日（金）いきいきサロン地区別連絡会
➡13:00～小会議室の使用不可
■20 日（火）・21 日（水）会計ヒアリング
➡終日、コミュニティ会議室使用不可
■20 日（火）千鶴会女性部研修会
➡午後から小会議室・大研修室A・
大研修室B使用不可
■27 日（火）立石小学校平和授業
➡8:30～11:00 小会議室/大研修室Ｂの
使用不可

ご迷惑をおかけしますが、
よろしくお願いいたします。

今月の休館日　２月 18 日(日)

小学校 PTA リサイクル活動

2/3(土)に実施されます。
各区で指定されている場所に
午前中までに出して頂きます
ようご協力をお願いいたします。
なお、詳細は1月1日号に全戸配布されたチラシをご参照下さい。

健康体操教室 & ステップ運動教室

□ ■　**ステップ運動**

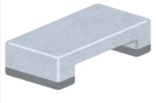

毎週火曜日
午後２時～午後３時 30 分
⇒6・13・27 日 **※20 日は中止**

■ □　**健康体操教室**

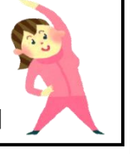

午前 10 時～午前 11 時 30 分
◎**水曜クラス** ⇒7・14・21・28 日
◎**木曜クラス** ⇒1・8・15・22・29 日

浄財をお寄せいただきました事業所様

相窪

有限会社さとう葬祭　両筑ゴルフセンター　株式会社大内田組
有限会社小森石油　カーシティ・コウダ

柿原

株式会社オークマ　有限会社山部製作所　株式会社中野建設　株式会社別府土建　河上工務店
酒井工業　株式会社ふくれん甘木工場　シキファニチア株式会社　杉山歯科医院　時津溶接工業
マルモ商会　中野自動車整備工場　セブンイレブン甘木柿原店　月俣建設　有限会社丸記屋甘木店

堤

株式会社いすや堤斎場　有限会社しばやま　株式会社クリーン商会　株式会社大内田木工所
有限会社本石産業　株式会社天野商店　あさくら税理士法人稲葉公認会計士事務所
床島屋製菓株式会社　水草保幸税理士事務所　坂田医院　草場歯科医院　福嶋眼科医院
古賀循環器内科クリニック　こが歯科クリニック　くぼやま歯科医院　まつざきクリニック
うすき歯科クリニック　株式会社中央薬局朝倉つつみ店　居酒屋本陣おやじ　森川電業
鎌田住設　ねこねこ薬局石の橋店　住宅型有料老人ホームシルバートライ朝倉　本石仏壇
有限会社北原電機工業所　味処ひろ吉　株式会社ヨシヅカ　有限会社クマガエ食品
菓子工房こぐまや　有限会社クローバーファーマシーつつみ薬局　ラーメンセンター朝倉店
株式会社誠心製薬朝倉研究所　住宅型有料老人ホーム miles　味処すいしゃ　有限会社甘木部品
有限会社内田好彦商店　有限会社吉田調剤薬局　有限会社山下商店　株式会社井本不動産
グット・リンク朝倉　ケーキ工房かしの実　ホーライ　有限会社 ICI デンタルオフィス

来春

朝倉医師会病院　朝倉健生病院　小川タイヤ工業所　株式会社桑野商会　石松建設有限会社
株式会社朝倉青果市場　たかせ小児科医院　松元皮ふ科医院　ファミリー薬局来春店
サガラスポーツ株式会社　有限会社桜田石材店　森広告美術　セブンイレブン朝倉ーツ木大通り店
J-アグリ株式会社　合資会社大西金物店　矢野タクシー株式会社

一木

実藤医院　うすき歯科医院　きたの小児科医院　内科・消化器内科大谷クリニック
医療法人瑞帆会むらおか歯科医院　なるみ歯科クリニック　有限会社桑野研磨工業所
株式会社ドラックストアモリ甘木インター店　JA 筑前あさくら甘木中央支店　有限会社甘木白蟻
ーツ木自動車　株式会社羽野組　株式会社小嶋建設　和風レストラン大番
株式会社Ａコープ九州甘木店　有限会社甘木スイミングクラブ　イオン九州株式会社イオン甘木店
総合メディカル株式会社　T.T.C 薬局　つぼみ薬局　MOKU 美容室　トヨタカローラ福岡株式会社甘木店
ー六うどん

頓田

株式会社いすや　有限会社鬼塚三喜商店　株式会社原工業　にんにく屋　ごとう歯科クリニック
有限会社白橋　株式会社にしけい　上村建設　有限会社タイヨウ　焼とり勝政　居心地屋こころ
ながい　うどん屋とき　贈答品やまと　株式会社福岡九州クボタ東甘木営業所　福よし
タリル珈琲　九州石油ガス株式会社甘木支店　やなぎだ整形外科クリニック

古賀

有限会社鬼塚繊工　株式会社光野自動車　水城建設　ニュー長田屋　ダイアナリアン
三井通商株式会社　ヘアハウス BB まつい　COFFEEHOUSE HIRO/イタリアントマト甘木

早春の健康ウォーキング　参加者募集中

～　堤区の古墳群を巡る探訪ウォーキング　～

主催：立石地区健康づくり推進委員会
共催：社会教育講座

コース

立石神社
｜
宝満宮
｜
平家城
｜
堤当正寺古墳
｜
池の上墳墓群
｜
古寺墳墓群

■ 日　程　：令和6年2月23日(金･祝)
■ 集合･解散：立石コミュニティセンター
■ 時　間　：10時出発　12時30分解散予定
※10時に出発しますので、その前にはお集まり下さい
○ 動きやすい服装と靴でお越しください
○ 各自、飲み物をご持参ください
○ 解散時に昼食を配布しますので、
　各自でお召し上がりください
※ 雨天時は中止ですが、小雨の場合は決行します

朝倉市は歴史の宝庫！
古墳群を巡りながら地域の歴史を学び、健康的な体を目指します！
平家城を守る会の田中博之会長がガイドとして同行し
各所で説明を受けながら、約6キロをゆっくりと歩く予定です。

申込締切：令和6年2月 14 日(水)

お問合せ ： 立石コミュニティセンター ☎22-2101（平日 9:00～17:00）

「災害時個別避難計画」の作成が義務化されました

令和3年5月の災害対策基本法の改正により、優先度の高い避難行動要支援者(優先作成者)について、市町村が、地域の自治会(自主防災組織)や民生委員･児童委員等の関係者と協力して作成することが市区町村の努力義務とされました。
「個別避難計画」とは、高齢者や障がい者等の避難行動要支援者一人ひとりの状況に合わせて災害時に「誰が支援して」、「どこに避難するか」、「避難するときにどのような配慮が必要になるか」などを記載した個別の避難行動計画のことです。
令和5年10月、朝倉市は自主防災会会長会(コミュニティ協議会)に対して避難行動要支援者名簿を提示し、個別行動避難計画の作成を依頼されています。同年11～12月、コミュニティ協議会役員会･区会長会で対応方法を検討し、各区に防災委員会の設立を依頼しています。各区の総会で承認されましたら、区防災委員会に避難行動要支援者名簿を配布し、避難計画を進めていく予定です。

■避難行動要支援者に対する行動は【見守り活動】や【避難の手助け】■
◎名簿に載った方には、見守り活動として、民生委員などの地域の方から、電話やご自宅への訪問をします。また避難訓練等に参加していただきます。
◎避難の手助け等は、支援する人や、その家族の安全が確保されたうえでできる範囲で行われるものであり、支援する人が法的責任や義務を負うものではありません。

★避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、地域防災計画に定められた他者の支援がなければ避難できない在宅の人で、かつ、家族等による必要な支援が受けられない人です。

①高齢者（75 歳以上）のみの世帯の者
②介護保険法の要介護認定 3～5 を受けている者
③身体障害者手帳 1 級又は 2 級の交付を受けている者　　等です。